

国遠住宅好評分譲中！



3.3㎡あたり(1坪)
7.3万円～7.8万円

国遠団地概要

所在地 北宇和郡鬼北町大字国遠
分譲区画 4区画
道路 町道(幅員4～6mアスファルト舗装)
上水道 鬼北町
し尿処理 浄化槽設置により処理
ガス 各戸別プロパンガス

募集区画の面積・価格

宅地番号	宅地面積	分譲価格
3 5	222.37㎡(67.26坪)	491万円
5 6	238.22㎡(72.06坪)	562万円
5 7	239.13㎡(72.33坪)	564万円
6 6	240.01㎡(72.60坪)	566万円

申込の要件

- ①自己の住宅・商店等の建設を希望しているが、宅地の取得に困窮している方。
- ②売買契約を締結した日から10年以内に住宅等を建設できる方(買戻特約登記有)
- ③宅地分譲代金を確実に支払える方(一括払いになります)
- ④申し込みは、1世帯1区画とします。
- ⑤住宅等を建設するまでは所有権等の権利を移転することはできません。

問い合わせ先

鬼北町役場 企画財政課 管財係 ☎45-1111 (内線274)

Q

裁判員になれないのは、
どのような人ですか？



A

次のような方は裁判員になることができません。

- 欠格事由のある人＝一般的に裁判員になることができない人
 - ・国家公務員法38条の規定に該当する人(国家公務員になる資格のない人)
 - ・義務教育を終了していない人(義務教育を終了した人と同等以上の学識を有する人は除く)
 - ・禁錮以上の刑に処せられた人
 - ・心身の故障のため裁判員の職務の遂行に著しい支障のある人
- 就職禁止事由のある人＝裁判員の職務に就くことができない人
 - ・国会議員、国務大臣、国の行政機関の幹部職員
 - ・司法関係者(裁判官、検察官、弁護士など)
 - ・大学の法律学の教授、准教授
 - ・都道府県知事及び市町村長(特別区長を含む)
 - ・自衛官
 - ・禁錮以上の刑に当たる罪につき起訴され、その被告事件の終結に至らない人
 - ・逮捕又は勾留されている人
- 事件に関連する不適格事由のある人
 - ＝その事件について裁判員になることができない人
 - ・審理する事件の被告人又は被害者本人、その親族、同居人など
 - ・審理する事件について、証人又は鑑定人になった人、被告人の代理人、弁護士等、検察官又は司法警察職員として職務を行った人など
- その他の不適格事由のある人
 - その他、裁判所が不公平な裁判をするおそれがあると認めた人

